

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第29回）

日時 平成31年2月28日（木）16：00～18：16

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、
又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

竹股 邦治 イーレックス株式会社 常務取締役

佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事

都築 直史 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長

中村 肇 東京ガス株式会社 電力トレーディング部長

内藤 直樹 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長

鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長

柳生田 稔 昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員

山田 利之 東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部 技術担当部長

議題：

- (1) 容量市場について
- (2) 非化石価値取引市場について
- (3) ベースロード市場について
- (4) 東北東京間連系線に係わる特定負担者の取り扱いの明確化について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX:03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

○鍋島電力供給室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第 29 回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はお足元の悪いところをご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、大橋委員は欠席との連絡をいただいております。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は、横山座長にお願いいたします。

○横山座長

本日は、年度末の大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

お手元の議事次第にありますように、本日は容量市場、非化石価値取引市場、ベースロード市場、東北東京間連系線にかかわる特定負担者の取り扱いの明確化ということについてご議論いただきたいというふうに思います。

それでは、まず、資料の 3-1、3-2 をご説明、容量市場関係をご説明していただいて、議論させていただきたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料の 3-1 をごらんいただければと思います。早期の容量確保策という資料になります。1 ページ目をご覧くださいければと思います。

前回、1 月 30 日の制度検討作業部会におきまして、容量市場の早期開設についてご議論いただきました。前回の議論でのご指摘を踏まえまして、事務局において再度資料を整理いたしましたので、ご議論いただければと思います。

8 ページ目をご覧くださいければと思います。電源の新陳代謝ということで資料を掲載しております。現在、我が国で稼働している火力発電所のうち、19%は稼働年数が 40 年を超えております。老朽火力発電所では、発電効率が劣るということもございますので、電源の新陳代謝の観点からは、新設電源にリプレースしていくことが、一般論としては望ましいと言えらるかと考えております。

続きまして、9 ページ目をご覧くださいければと思います。火力電源の休廃止及び新設状況でございます。下の図をごらんいただければと思いますけれども、2018 年度に電源を休廃止するものが多く出ておりまして、一方で、リプレースは 2023 年ごろにかなり出てきています。新設電

源が運転開始するまで、一時的に予備率が落ち込む期間が存在するというところでございます。

10 ページ目、11 ページ目に休廃止電源の一覧をつけております。

12 ページ目をごらんいただければと思います。小売電気事業者の供給力確保状況でございますけれども、大規模事業者におきましては、現状、相対契約などで自社需要に対して 105.1%の供給力を確保しております。これが 2023 年度になりますと、102.6%まで落ち込むということが、供給計画明らかになっております。

それに対しまして、中小規模の事業者におきましては、18 年度でも自社需要に対して 43.8%の供給力しか確保していないという状況でございます。

13 ページは、これは過去の資料でございますけれども、制度設計ワーキンググループにおきましては、小売電気事業者については、気温の変化等による需要の変動分も含めた最大需要を上回る供給能力を確保することが求められると、こういうふうになっているところでございます。

14 ページは、広域機関による供給力確保に関する要請ということで、今年度の供給計画取りまとめに当たりましては、こういう要請を行っているところでございます。

15 ページ目でございます。供給力が不足した場合の影響というところでございますが、この供給力が不足した場合におきましても、送配電事業者におきましては、調整力公募によって毎年必要な調整力を確保いたします。したがって、この供給力が不足していった場合に、仮に不足していった場合、これは不足するのは小売電気事業者が確保すべき供給力になると、これは論理的にこういうふうになっていくのではないかと思います。

このときに、大規模事業者は相対契約などによりまして、一定の供給力を確保しておりますので、こういう場合におきましては、主に中小規模事業者が、市場から調達する小売電源が不足することになるのではないかと考えております。

16 ページ目は、小売電気事業者の供給力確保状況でございます。我が国全体で見ますと、現状におきましても、小売電気事業者が相対等で確保している供給力につきましては、101%を若干下回っておりまして 98.8%程度となっております。

17 ページでございます。ちょっと先ほどの議論の続きでございますけれども、仮に不足する予備力というものがあつたときに、これを調整電源として確保した場合におきましては、小売電源が不足する状況というものは変わりませんので、卸電力市場における需給逼迫は発生してしまひまして、価格がスパイクするものと考えております。また、調整力を稼働させる費用は、インバランス料金として小売電気事業者に請求される形になると考えております。

したがって、供給力確保義務、あるいは卸電力市場の価格の安定といった観点を考えますと、不足する予備力というものが仮にあつた場合につきましては、小売電源として確保されるこ

とが望ましいと考えております。

やむを得ず、しかし、何らかの理由によって小売電気事業者が供給力を確保できずに、小売電源が不足する見通しになってしまった場合には、この場合には、やむを得ず送配電事業者が主体となって調整電源を確保していくということにならざるを得ないかと考えております。

18 ページ目でございますけれども、仮にそういうふうな事態になったときに、そういう見通しになったときに、送配電事業者が緊急に供給力を調達する方法といたしましては、調整力公募と電源入札の2つの手法が存在いたします。それぞれの課題につきまして、事務局で論点を整理いたしました。

まず、19 ページでございますけれども、これは前回の作業部会でも事務局からご説明いたしましたけれども、一部電源に限って供給力を確保しようとした場合に、例えば休廃止電源に限って供給力を確保しようとした場合には、むしろ電源の休廃止を誘発してしまう可能性があるのではないかと考えております。

20 ページにその対応策を書いておりますけれども、仮にこうした駆け込みでの休廃止を防ぐ方策があるいたしますと、調達する電源を現時点で休廃止する計画としている電源に限定するであるとか、あるいは調達時点で直近の供給計画策定時に休廃止する計画としていた電源に限定するであるとか、そういった方策が考えられます。それぞれメリット・デメリットがございますので、実際にこういうことをする際には、さらに検討が必要かと考えております。

それから、21 ページでございますが、調整力公募のスキームを活用して電源を調達するとした場合には、その際にどういうリクワイアメントを課すかといった点につきまして、さらに検討をする必要があろうかと思えます。電源 I ダッシュのリクワイアメントのままでよいかどうかということについては、検討が必要ではないかと考えております。

22 ページに、DRの供給力としてのポテンシャルということで、1枚スライドをつけております。現時点では、DRの落札量というのは96万キロワットでございます。この96万キロワットが今の時点での落札量ですので、DRに協力する需要家を今後拡大していくということも、論点といたしますか、取り組まなければいけないことになろうかと思えます。

23 ページ目でございます。今度は電源入札で電源を落札した場合の論点でございますけれども、電源入札で落札された電源の運用方法につきましても、現時点ではまだ明確になっていないというような点がございまして、今後検討していく必要があろうかと考えております。

24 ページでございます。送配電事業者が調整力公募のスキーム、あるいは電源入札のスキームで電源を調達した場合の費用負担についてのスライドでございます。

ちょっと読み上げますけれども、1ポツですけれども、送配電事業者におきましては、既に小

売電気事業者が確保すべき予備率の一部を暫定的に確保している状況でございます。例えば電源 I ダッシュなどがそれに当たります。今後もこのような暫定的な取り扱いの対象を拡大することにつきましては、小売電気事業者がみずから必要な供給力を確保する原則を逸脱するとも考えられますので、電気事業の健全な発達を妨げるおそれもございます。

そのため、送配電事業者が、小売電気事業者が本来確保すべき予備率を確保するとした場合には、その費用を含め、送配電事業者の負担を託送料金に反映できるように、適切な場で託送料金制度を見直すことが必要と考えております。また、当該費用は毎年変動することが考えられますので、その都度柔軟に反映できるような配慮をする必要があると考えております。

25 ページですけれども、2020 年から 23 年度の供給力確保策でございますが、本来的にはこういう小売電源につきましては、小売電気事業者が相対契約などによって必要な供給力を確保していくことが望ましいと考えております。調整力公募のスキームを活用すること、あるいは電源入札を行うことというものにつきましては、やむを得ない場合に限った対応と位置づけられるのではないかと考えております。

26 ページ目でございますが、容量市場を前倒しした場合の供給力確保のイメージということで、これは前回の作業部会の資料をそのまま添付しております。前回ご説明したとおり、前倒しを行う、あと、かつ特別状況のようなものをつけた場合には、19 年度のオークション時点で 2023 年度まで存続する電源が一旦確定するわけでございます。ただ、2020 年から 22 年度につきましても、容量市場として確保しているのは 2023 年度でございますので、仮に供給力が不足することが予見される場合には、何らかの対応が必要になります。

そういうことも踏まえまして、27 ページに各案のメリット・デメリットを掲載しております。メリット・デメリットといたしまして、調整力公募のスキームを使うこと、もしくは電源入札のスキームを使うことという点につきましては、比較的、容量市場と比べればでございますけれども、柔軟に調達が可能というメリットがございます。

デメリットとしまして、例えば休廃止を促進してしまうのではないかとといったような点もございますけれども、これはこういう、例えば先ほど申し上げたような対象電源を限定するなどの対応策を、あわせて講じていく必要があるのではないかと、そういうことで、デメリットを防いでいく必要がございます。

容量市場の早期開設につきましては、必要量を 1 つの仕組みで包括的に確保できるという点では、よい面もございますけれども、デメリットといたしまして、オークション実施から受け渡しまで 4 年かかるというところがございます。

28 ページに、別の観点からのスライドを加えておりますけれども、小売事業者からの負担と

という視点でこの問題を眺めた場合に、まず、ちょっと繰り返しになりますけれども、調整電源として不足する供給力を、調整電源として不足分を確保すると、小売電源の総量がふえるわけではないという面はございますけれども、ただ、負担という側面で考えますと、2つ目のポツですけれども、容量市場を開設する場合と比較すれば、小売電気事業者にとっては、容量支払いを行う義務をまぬがれるという面がございます。

29 ページでございますが、今後の検討ということでスライドをつけております。

若干読み上げますと、1つ目のポツでございますけれども、小売電源を含めた供給力確保の観点からは、容量市場の早期開設が望ましいということは言えると思います。他方で、現時点での2020年から23年度の必要供給予備率の見通しでは、最低限の予備率が確保されているところでございます。また、仮に容量市場を早期開設した場合には、小売電気事業者の容量支払いの負担等の課題もあります。

容量市場の早期開設については、前回の作業部会でもさまざまな意見があったところでございますので、慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

容量市場の早期開設の要否にかかわらず、2020年度から23年度の需給見通しにおいて、必要な供給力を確保できない見通しとなった場合につきましては、エリア内で供給力を確保するため、調整力公募のスキームを活用してDRなどの調達を図り、それでもなお供給力が確保できない見通しとなっている際には、セーフティーネットとしての電源入札を実施するということが考えられるのではないかと思います。

ただ、4つ目のポツですけれども、先ほども申し上げましたとおり、必要供給力を確保するための送配電事業者の負担については、託送料金による適切な費用回収を可能とするために、託送料金制度の見直しについて、適切な場において検討するということが必要と考えておりますし、確保した電源のリクワイアメント等の詳細を、広域機関において検討する必要があると考えております。

また、これはできるかどうかも含めて検討する必要があると思いますが、送配電事業者が調達した電源を小売電源として活用する方策についても、検討していくことが考えられるのではないかと思います。

米の1つ目に書いてございますけれども、仮に送配電事業者が電源等を確保した場合におきましても、あくまでこれは容量市場が開設され、容量契約が発効するまでの移行期における対応と考えられます。

念のためでございますけれども、こういう場合におきましても、法律上の小売電気事業者の義務、すなわち小売供給の相手方の需要に応じるために、必要な供給力を確保することが求められ

るという電気事業法2条の12、1項の義務に変わりはありませんし、電気の利用者の利益を阻害し、または阻害するおそれがあると認められるときには、供給能力の確保等が命じられるという、こういう法律上の義務が解除するものではないという点については、念のため記載しております。

資料3-1の説明は以上となります。

続きまして、資料3-2をごらんいただければと思います。資料3-2は、容量市場における市場支配力行使の防止策についての資料になります。

まず、1ページ目をごらんいただければと思います。議論の背景というところでございますけれども、制度検討作業部会の中間取りまとめにおきまして、市場において支配的な事業者が存在する場合、売り惜しみや価格のつり上げといった悪影響が懸念されますので、必要な措置を検討していく必要があるとされていたところでございます。

それに関しまして、今回事務局で資料を整理いたしました。

3ページ目でございますが、市場支配力の考え方でございますが、これはいろいろな考え方があるとは思いますが、1つの考え方といたしまして、ある市場が競争的か否かは、例えば構造・行為・結果の3つの視点から評価することができるのではないかと考えております。

5ページ目をごらんいただければと思います。まず市場構造という点でございますけれども、市場支配的事業者の存否を確認する手段といたしまして、以前から幾つかの指標がその分野においては提起されております。そういういろいろな指標がございますけれども、主要供給者指数による評価を行って、市場支配的事業者の有無を判断するという方法が1つございます。

この主要供給者指数の中身でございますけれども、6ページ目をご覧いただければと思います。この考え方は、総需要を満たすために、ある事業者の供給力が不可欠かどうかという観点で、市場支配率の有無を確認する方法でございます。

7ページ目に、さらに詳細な論点について書いておりますけれども、例えば範囲をどういう風に確定するかといった論点もございます。実際に運用する際には、こうした点についても検討が必要と考えております。

8ページ目でございますけれども、今度は構造・行為・結果のうちの行為についての論点になります。市場支配力の行使として懸念すべきケースについて、3つ類型を掲げました。ここでは、売り惜しみ、価格つり上げ、価格引き下げの3つの類型を取り上げております。

それぞれご説明いたします。

まず、売り惜しみの点でございますけれども、これは9ページをごらんいただければと思います。我が国の今検討されている容量市場の制度設計におきましては、容量市場への参加は任意と

されております。

2つ目のポツですけれども、仮に市場参加者が参加を差し控え、容量市場における供給力不足を引き起こすことで、市場価格をつり上げるといったことをした場合には、容量市場の制度趣旨に沿わないものであると考えられると思います。

3つ目のポツでございますけれども、その防止策といたしまして、オークションに理由なく参加しなかったと考えられる電源・事業者に対しては、参入ペナルティーとして一定期間の容量市場への参加を制限するといったことが考えられるのではないかと思います。

以上が売り惜しみの論点です。

続きまして、10 ページから数ページにわたりまして、価格つり上げの論点について資料を記載しております。10 ページ目の2つ目のポツでございますが、価格つり上げに関する規制につきましましては、大きく分けまして、入札前に入札価格を審査する事前規制と、オークション結果を分析し市場支配力の行使が認められた場合に、ペナルティーを科すという事後規制の2通りが考えられると思います。

12 ページでございますが、まず事前規制のやり方についてご説明いたします。12 ページ、仮に事前規制をやればということでございますけれども、その場合は入札前に事業者に対して、入札価格の合理性の説明を求めるといったことが考えられます。その対象といたしましては、原則全ての電源とするということが考えられるわけでございますが、審査の効率性の観点から、一定の入札価格以下の電源については、審査の対象から外すということも考えられます。

これが事前規制のやり方です。

続きまして、13 ページに、事後規制による価格つり上げの防止策ということで、スライドをつけております。事後規制を行う場合は、例えば落札電源のうち入札価格が高かったもの、それから約定価格以上で入札を行った電源につきまして、事後的に入札価格の妥当性について説明を求めるといったやり方が考えられます。

その結果、2つ目のポツですけれども、市場支配力の行使が認められた場合には、約定結果そのものが合理的ではなかったということですので、当該電源をゼロ円入札として扱った上で、再度約定処理を行うと。その当該電源についても、市場支配力を行使したということでございますので、必要に応じて一定の収入の減額を行うということが考えられます。

14 ページに、事前・事後のそれぞれの方策についてどう考えるかという点を書いてございますけれども、事前規制を行っても、事後規制を行っても、いずれの場合でも、価格つり上げを防止するための監視は可能であると考えられますが、他方で、事前規制を行った場合には、入札事業者が書類をつくらなければいけないという論点がございます。

したがいまして、容量市場の開設時には、事後規制による監視を行うとした上で、容量市場開設後に問題が生じた場合には、事前規制の実施も含め、監視方法を再度検討するということにはどうかと考えております。

15 ページでございますが、仮に事後規制にした場合、事前規制の場合もそうなんですけれども、どういう価格であればよいのかという点についても、検討が必要ではないかと考えております。入札行為の監視に当たりましては、モデルプラントをベースにしつつも、事業者が必要に応じて、入札価格とモデルプラントの価格が違う場合には説明を行うというやり方が考えられるのではないかと思います。

例えば、どんな場合に乖離があるかという点について申せば、モデルプラントの初期投資と実際の初期投資が違っていたと、あるいはモデルプラントでは大規模改修費用というのが乗ってなかったんだけど、実際には大規模改修を行ったと、こういった場合には、モデルプラントベースとの乖離があることも合理的なのではないかと考えております。

16 ページでございます。この作業部会でもこれまで議論してきたとおり、既設電源に対しましては経過措置を適用し、収入について控除率を掛けるということにしております。

ここで論点になりますのは、既設電源が控除率が適用された後も十分な容量市場を得られるように、控除率の逆数を掛けて入札を行うということを認めるべきかどうかというところが論点になると思います。この点につきまして、経過措置につきましては、小売電気事業者の負担を緩和するために導入されたので、こうした入札行動は不適切と考えることもできると思いますけれども、一方で、3つ目のポツでございますが、控除率を適用された容量収入のみでは、電源の維持が難しいといった電源があった場合に、真に必要な電源に限定してこのような、いわゆる逆数入札を認めるということも考えられるのではないかと思います。

具体的に言えば、一定の稼働年数以上の火力等の電源について、電源維持に必要な費用、減価償却費は除いたものだと思いますけれども、ここから期待収入を除いたものに控除率の逆数を掛けるといったことについては、やむを得ないものとして整理することも考えられるのではないかと思います。

なおですけれども、念のためでございますけれども、こうした逆数入札を行った結果、約定しない電源というのも当然生じるのではないかと考えております。

17 ページ目でございますが、今度は価格の引き下げの論点でございますけれども、価格の引き下げについても、これを市場支配力の監視ということで、何らか規制を設ける、制限を設けるということも考えられるとは思いますが、我が国のマーケット構造等々を考えますと、下限価格規制は設けないこととしてはどうかと思います。

18 ページ、今度は構造、行為、結果のうちの結果の部分でございますけれども、これは広域機関におきまして、オークション結果の検証を行っていただくと、情報公開を行っていただくということにはどうかと思います。具体的な公表内容については、広域機関においてさらに検討していただくということでどうかと考えております。

今後の検討方針ですけれども、本日は何かを決めるというよりは、ディスカッションをしていただきたいと考えておまして、本日ご議論いただいた内容も踏まえまして、監視・規制のより具体的、詳細な内容につきましては監視等委員会、または広域機関とも連携して検討を行ってまいりたいと思います。

資料の説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明していただきました内容につきまして、皆様のほうからご意見をいただきたいと思います。

それでは、名札を立てていただきましたら、ご指名をいたしますので、よろしく願いいたします。

小宮山委員からお願いいたします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。

まず、早期の容量確保についてでございますけれども、最後の 29 枚目の今後の検討についての記述の中で、3 ポツ目の「2020 年度、2023 年度の需給見通しで必要な供給力を確保できない見通しとなった場合、エリア内の供給力確保のための調整力公募のスキームを活用してDRなどの調達を図り」とございますけれども、やはり重要なのは、本当に供給不足時に、真に必要な供給力の品質性能を、やはり十分に見定めた上で確保、調達に臨むことということが、まず一番重要な点だと思います。

例えば、供給不足時に持続的な出力が必要な供給力が必要な場合は、恐らくデマンドレスポンスでは連続発動等で課題がございますので、それでは供給力確保をしたつもりでも、供給力不足になってしまう可能性もございますので、その場合は恐らく調整力公募というよりは、むしろ言葉の上では供給力公募という色彩が恐らく濃いものになり得るかと思っておりますので、やはり申し上げたいのは、必要な供給力が何であるのか、供給不足時のニーズと調達資源の不均衡が発生しないように、調達技術、リクワイアメントをよく検討した上で、供給力不足に対応するということ

が一番重要な点かと思います。

それから、あと、最後の点でございますけれども、資料3-2の市場支配力の15枚目のスライドでございますけれども、これは非常に難しいと私自身も感じるところでございますけれども、入札行為の監視に当たって、モデルプラントをベースにされるということでございまして、容量市場から回収が必要な費用を試算して、適切な入札価格を計算するとありますけれども、恐らく現実的には、実際の電源というのは経過年数とか技術的な性能は、火力発電一つとってもかなりばらつきが恐らくあるかと思います。

また、この入札価格をある程度、目星をつけるに当たっては、容量市場以外からの収入にも恐らくさまざま不確実性があるかと思うので、モデルプラントでの判断基準の作成というのは、賛同はさせていただきますけれども、それをどう運用するか、そこにある程度柔軟性を持たせるとか、そうした視点も必要ではないかと思います。

特に火力発電ですと、全て同じような運用をするわけではなくて、DSSモードで運転したり、ある程度ベース的な運転をするものであったり、さまざま現実的にあるかと思うので、そうしたことは実際には、外部からはなかなかわかりづらい点かと思いますが、そうした難しさがありますので、判断基準の運用をどうするかという点についても、配慮が必要かというふうに思います。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、松村委員、お願いします。

○松村委員

まず、資料3-1に関してです。供給力確保義務に関して、繰り返し事務局説明はあったのですが、私はかなりミスリーディングな説明だったのではないかと考えています。

もともとルールとして定められている供給力確保義務は、ここで今2024年、あるいは2023年にこれぐらい販売するつもりだから、今からそれを手当てしておくことを義務づけたものではなく、スポットで調達することも含めてゲートクローズまでに供給力を確保するという。今心配しているのは、全体としての供給力が将来足りなくなるということ。

供給力確保義務は、本来的はスポットの市場のところなり、あるいはもちろんもっとその前の調達が望ましいのでしょうけれども、スポットあるいは時間前で集めるのも認められるという話だから、今回の問題とは次元の違う話。

その意味で、さらにミスリーディングだと思ったのは、資料3-1のスライド12です。これ

だと旧一般電気事業者はちゃんと供給力を確保しているけれども、新規参入者、中小は確保していないみたいなアピールに見えてしまう。事情を知らない人が見たら、そう見えてしまう。だけれども、これはビジネスモデルとしていいモデルだとは到底思わないけれども、スポット市場で全部集めてくるというのだから、供給力確保義務の観点からは認められたビジネスモデルのほずで、そういうものをこの計画の中でカウントしないことから起こっている問題だということはきちんと理解した上で、この資料を見る必要がある。

次に、これで仮にIダッシュあるいは調整力という格好で出したとすると、それは本来は小売事業者が負担すべきものが、ネットワーク部門が負担することになるとの点に関しても、その後の事務局の説明と一貫性がないと思います。

事務局の説明では、もしそういうことがあったとすると、スポットマーケットで供給の不足が起こって、需要がすごく高いときには、そういう供給の不足が起こって、スパイクが起こると言っているわけですね。もし本当にこの事務局が予想したとおりの供給力不足ということになっていけば、実際スパイクが頻繁に起こるはず。

そうなったとすると、その結果として、調整力で帳尻を合わせてくれることになるのかもしれないけれど、巨大な不足インバランスが発生するわけですね。そのときに、今のインバランス制度は、もとのままだったらまずかったのかもしれないのだけれども、不足インバランスが大量に発生する局面では、インバランス料金はスポットマーケットの価格を下限にするというルールにしているはずだから、インバランス料金はどんなに低くても、スポットマーケット、スパイクしたスポットマーケットの価格で、あくまでそれは下限だから、場合によっては、それよりも更に高くなるということだってあり得るわけですね。

ということは、巨額のインバランス料金を支払うという格好で、小売事業者はコストを負担することにもなる。もちろんそれで十分かどうかは、全く別の問題ではあるのだけれども、もし本当に事務局が予想するように、巨大な供給力の不足が発生して、それがようやくこのIダッシュで埋められるという状況になり、したがってスポットマーケットで本当にすごいスパイクが起こるといったとすると、すごいインバランス料金を払うことで、供給力確保義務を果たしていなかった、つまりスポットマーケットでちゃんと買えなかったところは、あるいはスポットで買ったところも、高い価格で買うということになるわけだから、ある程度のその費用を負担することになるはず。

それから、さらにインバランス料金がちゃんと改革されて、限界費用に等しい価格になっているとすると、巨大な不足インバランスが発生しているときには、限界費用に対応する価格、しかもこれはシングルプライスですから、当然インバランスでいえば、可変費用を上回るような収入

になっていないとおかしい。そういう収入が入ってくる。それで一部固定費が回収されるインバランス料金の体系になっているのだから、小売事業者が負担しないという発想が本当に正しいかは、もう一回考える必要があると思います。

さらに、そのことが本当に大きな問題だとするならば、今まさに議論されているわけですが、本当に不足が起こっているときには、固定費の一部も乗せた格好で、限界費用をさらに上回るインバランス料金をかけて、そういう迷惑をかけている人に固定費の一部を負担してもらってもいいじゃないかという議論も出ているわけですね。

これを加速させて、より早く導入するという解決策だってある。託送料金の体系を合理化すること自体はとてもいいことなので、合理的な方向に直してほしいのですが、それにはいろいろなやり方があり得るということは、当然に考えるべきだと思います。

それから、同じスライド 12 のところですが、供給力確保義務に関しては、本来ならスポットマーケットなりで調達するというのでも満たしたということですけども、少なくとも旧一般電気事業者の大きな事業者、シェアでいえば、全体を合わせれば5割を軽く超えるというような事業者は、スポットの段階で5%の予備力を持っていなければ、自分たちは供給力確保義務を満たしていると思わない。だから、供給力確保義務を満たすために、それだけ売らないでキープしているということを、別の委員会ではっきり言ったわけですね。

それに対して整理がされて、スポットの段階では、それはその5%を持っていなくて売ったとしても、それは供給力確保義務を満たしていないとは言わないと整理したわけですが、スポットの前のことについては、その整理は何も言っていない。本来なら旧一般電気事業者は、そこで最後まで主張した人たちは、5%を持っていて当然。それを持たなければ、自分たちは供給力確保義務を満たしていないと自分たちで整理し、その後どんなに批判されても、自分たちは断固として間違っていないと主張を続け、最後まで撤回しなかったことは、ちゃんと思い出していただきたい。

そのような事業者が5%確保していなかった結果として、5%をこの段階で、供給計画の段階で確保していないということ自体が、直ちに問題があるということではないけれども、その結果として、大量の不足インバランスを発生させる事態が起こったとすれば、何であなたは5%を確保していなかったのですかということ、当然に問われるべき。今は旧一般電気事業者も5%を超えるような量を持っているのだけれども、この後どんどん減ってくるわけですね。

ということは供給力不足の原因は、別のスライドでも出ていますが、旧一般電気事業者が大量に老朽化した火力を廃止する、そのリプレースが全く追いついていないことの結果であることは、きちんと認識する必要がある。こんな状況が起こってきた原因は、旧一般電気事業者ではなく、

新規参入者が調達していないからだという整理は、私は明らかに一方的で誤った整理だと思います。

いつも壊れたテープレコーダーみたいに同じことを言って申しわけないのですけれども、旧一般電気事業者は自分たちがどんなに恵まれた立場にあるのかを、もう一度自覚していただきたい。自分たちが電源を建てたときには、そこにその電源が建つことを前提として流通設備をつくっているのです。電源線とかというのに膨大な投資が必要だというのは、相当限定的になっている。

でも、新規参入者がほとんど同じ場所に建てようとしても、その結果として必要となる電源線周りのコストは、2桁も3桁も多い金額が要求されるなんてことは、現実には起こっているし、期間も物すごい長い期間を要求されるなんてことが起こっていて、実際に新規参入者が電源を建てるのは、物すごく大変なこと。

だから、現実には旧一般電気事業者と組んだ電源でないと、大規模電源はほとんど今でも建たない。ほかのものは、もうほとんど頓挫している。旧一般電気事業者は、自分たちがどんなに恵まれた立場にあるのかということは、もう一度ちゃんと認識する必要がある。

次、資料の3-2です。監視に関しては、持っているのにもかかわらず市場に出さないとか、あるいは価格がすごく高いということが、容量価格のつり上げ行動の典型との整理は確かに正しい。しかしそれだけじゃない。電源を廃止することも、潜在的には供給力を減らして、その結果つり上げにつながる可能性がある。したがって、電源の廃止を安直にしていないかどうかの監視も、十分にしていきたい。

ただ、これはとても難しいことは十分わかっている。電源を廃止すること自体は合理的な行動、経済合理的な行動であるという可能性は高いので、したがって、電源を廃止したということから直ちに価格つり上げだ、などというのはいかにも乱暴だというのは十分わかっている。しかし、それが結果的に容量市場の価格をつり上げることになるかもしれない。供給力の制限は、そういう格好で出てくる可能性はあるのだから、少なくとも、出てきたらすぐに怪しいというのは言い過ぎですけれども、監視の対象に入っていることは明確にする必要がある。

次に、事前なのか事後なのかという点に関していうと、事後に仮にこれは価格つり上げ行為と認定したとしても、実は発電事業者はそんなに悪意なくやっているにもかかわらず、後からそう言われる可能性がある、それがリスクになってしまって、むしろ容量市場に出さない行動を誘発したらまずい。

したがって、事後は、そういう意味で欠点があるのかもしれない。でも、事後のほうは大きな利点があって、均衡価格の近傍でないところの入札価格を調べなくて済む。来なら10と入札すべきところを11と入札していたとしても、均衡価格が15というときには、それは12で出して

いたって、10 で出していたって結果に関係ない。

そういう調べる意味の無いところをチェックするのではなく、まさに約定した近傍のところだけに絞って調べられるという点では、調べる労力を大幅に削減できる。老朽化した火力を4年後には畳むので市場に出さないというのは、老朽化した火力に関して上限価格以上で出しているというのと経済的には同値になる。上限価格よりもはるかに低いところが均衡価格になっていたら、もうそんなところは調べなくてもいいということになると思います。そういう点では、事後はメリットがある。

一方で、不意打ちに言われるデメリットがあるとすると、監視をしたときに、それに対してどんな厳しい罰を与えるのかということとセットで考えれば、その弊害は小さくできると思います。

これは相当怪しいのではないかと調べた結果、この入札価格が本当に合理的に説明できるのかは怪しいけれども、真っ黒とは言えないということだとすると、そのことを相手に伝えて、今後の注意を促す。もしその後も同じことをしたら、説明責任のハードルがさらに上がりますよと言って、翌年以降にパニッシュメントを与えとか、いきなりきついパニッシュメントをするのではなく、段階を踏むことを考えれば、事後の弊害は相対的に小さくできると思います。

最後に、控除率の逆数を掛けるやり方が合理的だという事務局の提案に関してです。もしこれを認めないと、文字どおり廃止、もしこれが認められれば市場に出したけれども、そうでなければ電源を廃止しちゃうなんて行動を誘発してしまったら、結果的に容量価格はもっと上がってしまうことになりかねないし、経済合理性から考えてみても、これを認めない理屈を考えるほうが難しいのはよくわかる。でも、もう一回よく考えていただきたい。

これも壊れたテープレコーダーのように同じことを言って申しわけないのですが、私は控除のやり方については、もっと合理的なやり方を提案したつもりです。控除率じゃなくて、量で控除するやり方を提案したはずです。もし私の提案したやり方を採用していればこんな問題はそもそも発生しなかったはず。

つまり、私以外の全ての委員の賛成で導入した、事務局も推進した、このやり方が容量価格を上げてしまう。もし控除率が5割だとすれば、現実には5割よりももう少し低くなりますが、5割だとすれば、価格を2倍にしてしまうなんていう恐ろしい制度を導入してしまった責任は、重々考えていただきたい。

こんな問題は、まともなやり方をしていれば起こらなかったはず。もしこれがその逆数で入札することを認めて、限界電源がそのような老朽火力になったとすると、つまり控除の対象になるような老朽火力になったとすると、控除率を設けたことが、ほぼほぼ無意味になる結果になる。つまり、もらえる金額は半分だけれども、価格は2倍になって、結局控除を設ける前と変わらな

いことになってしまう。こういう罪深いことをした責任は十分考えていただきたい。

そうすると、ここの容量価格を下げることはとても重要なことになる。この文脈ではDRが限界電源になれば、このような弊害を少しは小さくできる。したがって、DRが参入できる要件を厳しくすると、この弊害をさらに大きくすることを認識した上で、今後容量市場の議論をするときには、如何にDRを入りやすくするかということに心を尽くしていただきたい。

さらに、今容量市場の検討では、もともと議論されていたよりも、もっとたくさんのキャパを調達するなんていう議論が進んでいます。それをやったら、やっぱり同じように価格が上がり、その結果として弊害は物すごく多くなる。このような控除率のやり方を採用した結果としてビルトインしてしまった責任は十分認識した上で、容量価格がむやみに高くないような努力を十分しなければいけないと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

では、ほかにいかがでしょうか。

大山委員、お願いいたします。

○大山委員

まず、3-1のほうのお話で、小売側が負担しないという話、今、松村委員がおっしゃったとおりで、価格が上がれば、そのとおりだというふうに思いますけれども、1点だけちょっと注意しなきゃいけないのは、みんなが安くじゃなきゃ買わないよとやると、足りなくて、インバランスがいっぱい出てくるのに価格が上がらないということが、これまでもあったような気がしますので、その監視だけはちゃんとしなきゃいけないかなというふうに思っています。それができれば、当然価格は上がってくるはずかなというふうに思います。

あと、最後のところ、今後の検討のところ、29 ページ、送配電事業者が調達した電源を小売電源として活用するという、書かれているんですけども、ちょっとこの辺はかなり慎重に検討しなきゃいけないかなと思いますので、まだ具体的じゃないので、具体的になったときには、ぜひ議論したいというふうに思います。

それから、市場支配力行使の防止策で、事後でやるというのは、私もそれで結構だと思いますけれども、これはまさに松原委員が言われていましたけれども、非常に厳しいものをしてしまうと、伝家の宝刀が抜けなくなると。13 ページに書いてあるような、かなり厳しいペナルティを科すとすると、相当怪しいと思っても、本当におまえはバツだというのが言えなくなるような気がしますので、先ほど言われたような方式があると思いますので、ぜひご検討いただきたい

と思います。

○横山座長

それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

ありがとうございます。

資料3-1の27枚目のスライドで、各案のメリット・デメリットというところで、調整力公募や電源入札では休廃止を促進するおそれがあるという話があるので、ここについて、まずコメントしたいと思います。

そもそも2種類の問題があり得て、まだ利用できる施設であるのに市場価格を上げようと思って休廃止をするというタイプの問題と、実際には利用するつもりなのに、この調整力公募や電源入札に応募したほうが収入が上がるということで、採算がとれないと一度は言ってみるといふ2種類の問題行動が考えられると思っています。

これらを防ぐために、前にも同様の発言をしたかもしれませんが、休廃止については事前に届け出を出すだけではなく、かつ役所がチェックするのではなくて、他社がその発電施設を使えないかどうか、これを公募する形で検討するという場を絶対につくるべきだと思います。

休廃止しようとしている会社では「これは採算がとれない」と思っているけれども、他社であったら「うちはこれは使える」と判断するところもあると思うので、施設がどういう状況なのか、また他社が利用するならどのような条件なのかを明らかにした上で公募にかけるということが必要かと思います。

4月から一応マッチングの場はつくられるというお話を聞いていますが、マッチングの場があっても、休廃止する側がその設備を場に提供しなければ、結局使えないままですので、休廃止する場合には、まずは同業他社さんが、それがまだまだ使えないかというチェックをする機会を設けていただきたいと思います。

これはなぜかという、監視するような公的な機関よりも、どちらのほうがより真剣にというか、自分のこととしてチェックをしようとするかということ、もしそれが休廃止されたら市場価格が上がるという効果、または自分が使えるんだったらどうやって使おうと、より効率的に使おうと考える事業者の視点からチェックすることのほうが有益だと思いますので、ぜひ公募にかけて、それで誰も手を挙げないのであったら、確かにこれは休廃止してしかるべきものだと判断できるのではないかと考えました。

次に、資料3-2について、幾つかコメントがございます。

資料3-2の6、7あたりの話で、PSIというこの指数を用いるということなのですが、一応気になっている点として、この数字というのはどの事業者が支配的か、市場支配力を持っているかというのですが、どの事業者がというよりも、考え方としては、例えば季節や時間帯によって、その状況が変わることもあり得ます。太陽光が動いている時間帯は、特定の事業者の発電能力がなくても目標調達量に行くけれども、夜の太陽光が動いていない時間では、それが到達しないであるとか、また季節によって違いがあるであるとか、こういうことがあり得ると思います。したがって7ページ目の一番最後には、毎年オークションの直前に評価を行うことが考えられると書いてありますが、このオークションがいつ行われるのかによって、それが適切な時期なのかということがあると思いますので、時期による変動であったり、または時間帯による変動等も考えて、一番厳し目な形でこのPSIの指数というのは考えていただきたいと思いました。

次に、これは細かい表現上の問題ですが、3-2の9枚目のスライド、売り惜しみの防止のところの1つ目のポツのところ、特別な事情がある電源以外は、基本的には容量市場に参加することが経済合理的な選択となると書いてありますが、これは前にも発言した内容ですけれども、各企業にとって経済合理的な行動と、社会的に見て望ましい行動というのは違うと思います。よって、ここで書かれている、例えば3つ目のポツですが、売り惜しみを防止するために理由なく参加しなかった場合には、一定期間参加を制限するであるとか、こういうことをやることによって、1つ目のポツにあるように、特別な事情がない限り、基本的には容量市場に参加することが経済合理的になるように、ペナルティーだったり仕組みをつくっていくんだという考え方を明確にしておく必要があるかと感じました。

最後に、これは、もう松村委員、大山委員からもあった点ではありますが、13枚目のスライド、事後規制のところのお話です。これは、私も事後規制で適切だとは思いますが、後出して何かけしからんと言われると思うと、事前の行動がかなり抑制されてしまうと思うので、チェックをするのは事後だったとしても、どういう行為がアウトなのかということについては、事前にちゃんと明示しておく必要があると思います。

そのアウトにはひっかかっていないけれども、不適切な行為が見られた場合には、その次の期以降、不適切な行為のリストに、さらに限定列挙するものの中に、どんどんつけ加えていくという形が適切なのではないかと感じました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、佐藤さん、お願いいたします。

○佐藤オブザーバー

資料の－1について、幾つか申し上げます。資料3－1ですが、厳しいご意見もありましたけれども、私は極めてこの内容はよくできているということを、何となくちょっと上から目線ですけども、非常にこういうまとめをしていただいて、ありがたいというふうに思っております。

というのは、これはもちろん電源が足りなくなる場合ですけども、今、平成31年度の供給計画のヒアリングをしておりますが、やはり相当厳しい状況もあり得る可能性があると思っております、こういういろいろな手だてを考えていただくというのは、非常に重要ではないかというふうに思っております。

それで、ちょっと幾つか先生方のご発言があったことにコメントさせていただきたいんですけども、ちょっと安藤先生がおっしゃった、言及していただいた揭示は、まさしく4月1日からやらせていただくんですが、ちょっとそこで、休廃止のところをマストとして出すとか、まずもんでいただくというのは、あるのかもしれないんですが、ちょっと気になるのは、20年度から足りなくなるものに何らかの措置をする、公募的なことをするとき、具体的には長期計画停止とか、廃止が出たなら相当厳しいと思いますけれども、計画停止の電源を、お金を払うことによってもうとめてしまおうとしているやつ、とめてしまったやつを動かしてもらうということが、一番現実的な回避だと思うんですが、結構早く言わないと、一回とめるとか、とめてしまおうとか、とめてしまったものというのを動かすというのは、時間がかかるので、ちょっとそれを考えると、リクワイアメントをどうするかも含めて、結構早目に言わないと何もできなくなってしまう可能性がありますので、ちょっとその辺も含めてどう考えるか、20スライド目に、どういったものを対象にするのかというのがありますがけれども、ちょっとスケジュールというか、どの電源がどれぐらいの期間があれば使えるようになるかというのは、私どもヒアリングしたところでは、結構幅があるというふうにも思っておりますので、ちょっとどういうふうにしていくかというのを、そちらのほうを考える必要があると思います。

あと、小宮山先生がおっしゃったこと、公募ということでDRと同じように考えていいかどうかというのは、これは事務局のほうでも、スキームとしては今までやっているような電源Iダッシュ的な公募だけれども、確保された電源のリクワイアメントについては、詳細な検討を広域機関において行う必要があるとまさに書いてあって、リクワイアメントに関しては、募集のスキームは一緒だとしても、リクワイアメントはやっぱり確かに相当違う可能性もあるので、それは今回こういったスキームをこのワーキンググループでお認めいただいたら、私どもでもこれは精力的に詳細な検討を行わせていただきたいというふうに思っております。

あと、松村先生がおっしゃった、幾つかの一般電気事業者のところから、5%はこれが必要だ、

それをスポット市場で1%とか時間まで、ゼロから1%から3%まで売るところで、どこまで売却してもらうかというところだけに、むしろ私どもというか、私は神経が行ってしまって、5%のところに関しては、余り考えもせず一回行き過ぎてしまいまして、去年の東電の広域融通とかがあって、3者での合意文書でもその5%に関しては、広域融通を行った場合、5%を持っていけばセーフハーバー・ルールとして問題なかったとするというふうには書いたんですが、もっとその重要性に関しては、早期から気づくべきであったというのは反省をしているところであります。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

武田委員、お願いいたします。

○武田委員

ありがとうございます。

私のほうからは、資料3-2の市場支配力の問題について、一言申し上げたいと思います。

この問題は今後、容量市場を含めたエネルギー市場全体の健全性の問題として、検討されていくと思います。その際の1つの考え方として、電源のポートフォリオを有するものとそうでないもので、規制の発動が異なるということがあり得るのではと思います。すなわち、前者は、電源のポートフォリオを有するものとして、メリットカーブの恩恵を受けて、十分な投資回収の機会があると。他方、そうではないもの、後者の電源のポートフォリオを有さないものは、同恩恵がないということで、相場操縦、価格操作の規制の発動が異なり得ると。そういう考え方がEUのレミット等を見ていると、採用されていることを申し上げたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、山田さんのほうからお願いします。

○山田オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうから、早期の容量確保の3-1のほうについて、今まで幾つかご意見、コメントが出ておりますけれども、一般送配電といたしましても、ちょっとコメントを申し上げさせていただきたいというふうに考えてございます。

今回のご提案は、まず23年度までの供給力不足に対する対応ということで、小売事業者が必

要な供給力を確保していくということが望ましいという中でも、やむを得ない場合について、調整力公募によってDR等を調達しながら、小売電源を活用する方策を検討するというふうにされているものと思われます。

先ほどもご意見がございましたけれども、一般送配電事業者として今、公募調達しているのは、あくまでも調整力ということございまして、供給力として活用する電源を確保する今回の提案というものは、調整力公募のスキームとは異なるんだらうというふうには認識してございます。

また、供給力のうち 101%というものは、あくまでも小売事業者に確保義務があるということございまして、常時活用するその供給力の内数の不足分を、一般送配電事業者が調達すると、そして小売が活用するということにつきましては、本来の確保義務からいけば、ちょっと違和感があるところではないかなというところはございます。

一方で、安定供給の観点ということで、足元の供給力不足に対してどうするかといったようなルール構築というものは重要になってまいりますので、まずは 101%は小売さんが確保するということを大前提にいただいた中で、その不足分について、一般送配電事業者の公募の中でDR等を確保して、それを不足分に充当するといったことにもしなるのであれば、私どもといたしましても、先ほど出ておりますけれども、リクワイアメントの明確化、その辺の協議については協力をさせていただきたいというふうに思いますし、そのために必要なコストというものも回収できるように、今回資料にも記載いただいておりますけれども、そういった制度設計のほうもお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、大体よろしゅうございますでしょうか。

それでは、柳生田さん、お願いいたします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。

資料3-2に関しまして2点ございまして、1つは事前か事後かということ、その手間暇を考えると事後だろうなというふうには思いますけれども、その中身の精査に関しましては、発電設備の補修のコストですとか、その内容を精査するというのは、相当発電設備に詳しくないとできないなというふうに思っております、その監視が形骸化しないようなことを、ぜひ考えていただきたいと思っています。誰がどうやって精査をするのかというのをきちんと建て付けないと、形骸化してしまうのではないかと懸念しております。

もう一点は、経過措置に関してなんですけれども、そもそも小売へのインパクトをある程度軽減するために導入された経過措置ですので、これをそもそも電源側が離脱することを懸念して、控除率の逆数を掛けるということをやってしまいますと、松村先生の言ったとおり、何のための経過措置だったのかということにもなりかねないということになりまして、特にシングルプライスオークションということと、支配的事業者の電源で、大体どこのところで需要と電源との供給との落札ポイントというのは、ある程度予想できてしまうようなところで、控除率の逆数を掛けて入札するというのを許容してしまうと、そもそもの控除という恩恵が小売に回ってこないことが懸念されるので、ぜひそのところは再考していただきたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。

2点コメントさせていただきたいと思えます。1点目は、早期の容量確保についてです。今回事務局のほうに整理していただきましたが、やはり本来は小売電源として確保される供給力を、送配電部門が調整力として暫定的にかわりに確保することになるのであれば、当該費用を適正に回収するスキームを、早期に整備することが重要ではないかというふうに考えております。

その意味でも、別の会合で議論されることになる託送制度の料金見直しの議論で、きちんと整理することが重要じゃないかというふうに思っています。

2点目は、市場支配力行使の防止策についてです。価格監視について、開設時は、まず事後規制を主軸に行うという事務局案に賛同したいと思っております。一方、事後規制を通じて入札価格の適正・不適正をどう評価するのか、ちょっとなかなか理解できていないのが実情です。恐らく事業者ごと、もしくは発電所ごとに他の市場から想定される収入前提も異なれば、リスクプレミアのレンジも非常に広いのではないかというふうに想定されます。誰がどのようにセーフアウトかを判断するのか、非常に難しいようなイメージを持っているという状況です。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

佐藤さん、お願いします。

○佐藤オブザーバー

そのモデルプラントベースの価格をどうするかという部分は、確かに難しいと思うんですけども、長期は難しいんですけども、1年後とか2年後ぐらいだったら、例えば市場収入は発電記録がありますから、1年前のあるプラントがどれぐらい動いていたか、相対契約どうあったとか、相対契約がなければ、市場が幾らのときだと動かして、幾らのときは動かしていないというのは相当わかるから、少なくとも市場収入が全然わからないということはないと思うんですよ。

それが、監視等委員会なので、相当機微な情報でもそれは入手できるはずなので、何が何だか全然わからないよということはないと思います。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

すみません、申しわけありませんでした。鍋田さんのほうからお願いします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

先ほどの29ページのところでございますけれども、本来はこの資料に書いてございますように、容量市場の早期開設が望ましいんですけども、それが難しいということで、調整力公募とか電源入札、これは仕方がないのかなというぐあいに思っています。

それから、先ほどから調整力公募で募集する、さらにIダッシュのような電源とのリクワイアメントの発動回数とか発動時間とか、そのリクワイアメントの大事さは、皆さんおっしゃってくださっているんで、ここの検討は非常に重要だと思います。

それから1点、追加で申し上げたいんですけども、調整力公募の場合なんですけれども、複数のエリアで供給力が不足していて、そこが連系線でつながっていると、どちらのエリアが本来供給力が不足しているのかというのは、これはわかればいいと思うんですけども、わからないとしたときにどういう扱いをするのかというのも、ちょっと検討の項目としては要るのかなど。

ここで書いてくださっているように、何か特別なオークションをやるとか、それから、場合によっては電源入札という手もあるかもしれませんが、そういう検討はしておく必要があるのかなというぐあいに思いました。

それから、資料3-2のほうの価格のチェックのところ、皆さんおっしゃってくださったとお

りだと思えます。事後規制でよろしいかと思えますし、やはり落札された後に考え方が違ったのでそれが引き下げられるというのは、やっぱり予見性の問題があります。また、罰則も1回目は少し緩く、2回目はそのかわりきついという、そういうやり方も非常に合理的だなというぐあいに思いました。

それから、先ほど逆数を掛けるということは、やっぱり問題ではないかというお話がございました。これは前回は申し上げたんですけども、経過措置をかけた電源であっても、長期に運転することによって、それがリカバリーできる電源であればこれはいいと思えます。ただし、リカバリーできないような電源ですと、やっぱりこれは逆数というものを考えないと、私はいつも申し上げている、キロワットとキロワットアワーとデルタキロワットで維持するお金が回収できないと、これはやっぱり停止せざるを得なくなるので、これはそういうものに限っては、やれるようにしていただきたいと思えますし、私たちも合理的に価格が説明できるように努めていきたいと思えます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、どうもたくさんご意見いただきまして、ありがとうございます。引き続き、議論させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、もう一つ大きな議題がございます。非F I T非化石証書の取引に係る制度設計についてということで、資料4の説明を事務局からお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料4をご覧くださいければと思えます。非F I T非化石証書の取引に係る制度設計についてということで、資料をつくっております。

1ページ目をご覧くださいければと思えます。前回の作業部会におきまして、この非化石電源の電気を新規に調達することの困難性、事業環境の激変を防ぐという観点から、化石電源の調達に一定の配慮を行うことも考え得るとされたところでございます。事務局からは、化石電源グランドファザリングということでご提案をしたところでございます。

2ページ目をご覧くださいければと思えます。化石電源グランドファザリングを踏まえた中間評価の基準でございますが、これは前回の資料をそこに抜粋してございますけれども、若干繰り返しになりますけれども、2030年44%目標の達成確度を高めるために、毎年度中間評価の基準となる目標値を設定の上増やしていくと、非化石電源比率の低い事業者、グランドファザリングが

設定された特例措置対象事業者に対しては、目標値を一定程度引き下げることで配慮を行うという方法が考えられるのではないかと思います。

こうすることによりまして、非化石電源比率の高い事業者にとっては、目標値以上の非化石価値を証書化して販売することで、非化石電源の新設・維持インセンティブが与えられるということが基本的な考え方ではないかと考えております。

3ページ目でございますが、化石電源グランドファザリングの設定方法でございますが、若干読み上げますと、化石電源グランドファザリングにつきましては、非化石電源比率の低い事業者に設定されることとなります。非化石電源グランドファザリングの設定のために、非化石電源比率を今よりもわざと引き下げて、その結果グランドファザリング、特例措置を受けようとする動きは招かないようにすることが必要だと考えております。

こうした観点からは、どうすればいいかということでございますが、過去の非化石電源比率を参照するということが重要ではないかと考えております。国が高度化法に基づき、対象事業者から報告を受けている最新かつ現時点での非化石電源比率、最新のものということになりますと、2017年度のものになりますけれども、第1フェーズにおける化石電源グランドファザリングを設定するときに、その数字を用いるということとしてはどうかと考えております。

4ページ目でございますけれども、化石電源グランドファザリングの適用方法でございますが、中間評価の基準となる目標値につきましては、2030年44%に向けてふやしていくこととなります。このときに、グランドファザリングを設定している事業者においても、44%に向けてふやしていく必要があると考えておりますので、全体の目標の引き上げの動向に合わせて、同様に引き上げていくことが適当と考えております。

したがって、結論としまして、特例措置対象事業者の目標値につきましては、その時点の通常目標値からグランドファザリングのパーセントポイント分を引き下げると、こういうことにしてはどうかと考えております。

下の図にありますように、通常目標値が上がりますと、これから並行的にパーセントポイントを引き下げるというやり方が考えられるのではないかと思います。

5ページ目でございますけれども、中間評価の頻度についてスライドをつけております。2つ目のポツでございますが、中間評価の頻度につきましては、ある程度小売事業者が柔軟に対応できるように、複数年度の平均値で評価するという方法がよいのではないかと思います。出水率と非化石電源の稼働率も変わりますので、こういう平均値で評価するという方法があるのではないかと思います。

具体的には、3年間の目標値の平均値と対象事業者の3年間の非化石電源比率の実績値の平均

を比較して、これを毎年度評価するというやり方があるのではないかと考えております。

6 ページ目でございます。グラントファザリングの第1 フェーズの終了時期でございますけれども、2 つ目のポツでございますが、第1 フェーズの非化石電源グラントファザリングにつきましては、グラントファザリングを設定したときの非化石電源比率からそれほど遠くない、余り期間として外れていない時期に、この第1 フェーズを終わらせるということが重要なのではないかと考えております。中間評価の基準の導入の時期、あるいはグラントファザリングの設定の参照の時期にもよりますけれども、遅くとも第1 フェーズにつきましては、2022 年から 24 年度までには終了させることが必要というか、考えられるのではないかと思います。

3 つ目のポツでございますけれども、仮に第2 フェーズにおいて、小売競争上の観点からグラントファザリングを設定するという場合におきましては、前回は議論がありましたけれども、第2 フェーズに入る前に、事業者が非化石電源比率をあえて引き下げるといような行動を招くのは、好ましくないと考えておりますので、第1 フェーズにおける取り組みが評価されるような仕組みを導入するということが考えられるのではないかと思います。

7 ページ目でございます。電源開発・公営水力等の取り扱いについてですけれども、2 つ目のポツでございますが、化石電源グラントファザリングの設定の基準である過去の非化石電源比率の中には、電源開発・公営水力等の発電事業者の相対契約によって調達した非化石電源の電気も含まれております。

2017 年度以降、電源開発・公営水力等との電気の既存契約を解除した場合、その場合は非化石電源の電気が調達できなくなるわけでございますが、そうした場合であるとか、あるいは既存契約は維持されているのだが、発電事業者から小売電気事業者のほうに非化石価値が移転しない場合、発電側でもう第三者に売却した場合などにつきましては、事業者からの申請を踏まえて、当該小売電気事業者のグラントファザリング設定時の基準を調整するなどの対応を行うかどうかについて検討が必要と考えております。

ただ、特に後者の場合、すなわち電気の契約は維持しつつ、証書だけを第三者に売却する点につきましては、これは電気の価格を引き下げるといった措置をとることで、小売電気事業者が事実上無償で証書を入手することも可能になってしまいます。こうした場合にもグラントファザリングで調整を行ってしまいますと、多くの事業者が、事実上は無償で証書を入手しているのに、グラントファザリングが多く設定されてしまったりすることによって、ほかの小売電気事業者の負担といたしますか、グラントファザリングの状況に変化が生じるおそれがあるという点についても、留意が必要と考えております。

この点につきましては、電源開発・公営水力というところを、名前を挙げておりますけれども、

下の小さな字で米が3つ書いておりますけれども、3つ目のポツにありますけれども、新電力やほかの発電事業者においても、同様の事情を抱えていると思いますので、取り扱いについては同じようにしていくのではないかと思います。

あと、米のところに書いてございますけれども、念のためでございますが、電源開発や公営水力の水力発電につきましては、従来は旧一般電気事業者と相対契約が締結されているところでございますけれども、これは国としましては競争入札による売電先の切りかえ等につきまして今、促しているという状況でございます。

それから、これは既存の契約の見直しにかかわる問題になりますので、既存契約見直しガイドラインで今後、こうした点についても考えていく必要があると思います。こうした場合においては、非化石電源との既存契約の存在を前提にグランドファザリングが設定されているという、この制度趣旨も踏まえながら、小売事業者と発電事業者との間で、証書の移転について協議を行うことが必要ということになってくるのではないかと思います。

詳細については、また議論をしていくことになりますけれども、現時点ではこういう論点があるのではないかと考えております。

8ページ目でございます。前回も論点を紹介しましたが、小売電気事業者の販売電力量が増加した場合、あるいは新規参入があった場合の取り扱いでございます。2つ目のポツでございますけれども、化石電源グランドファザリングを設定した事業者が販売電力量を増加した分は、これは結論としましては、グランドファザリングの加重平均を販売電力量増加分のグランドファザリングとして設定してはどうかと考えております。新規参入も同様と考えております。

それから、9ページでございます。中間評価の基準における売れ残りFIT非化石証書の取り扱いについてでございますけれども、直近の2017年度の非化石電源比率の報告によりますと、余剰非化石電気相当量、これはFIT証書の売れ残り分でございますけれども、これが6%含まれております。これは現時点において、余剰非化石相当量というのは、売れ残り分につきましては、配分というものが行われているというところでございます。

この余剰非化石電気相当量、幾らそういうふうなものが出てくるのかというのは、現時点ではわからないわけですが、事業者にとってもこの予見というのは難しいと考えておまして、事業者に対して余剰非化石相当量をどれくらい残るかを見越して、証書の調達等、あるいは再エネ電気の調達等を行ってもらうということにした場合には、なかなか取り組みが難しいのではないかと考えております。

加えまして、非化石電源につきましては稼働率の変化等によりまして、証書の供給量が変動すると、それによって証書価格が高騰すると、あるいは乱高下するということも考えられるところ

でございます。

ということもございますので、国が各事業者に対して高度化法上の中間評価を行う際には、まずもって余剰非化石電気相当量については勘案しないとした上で、目標値の設定に当たりましては、小売事業者の非化石電源調達の激変緩和措置といたしまして、第1フェーズにおきましては、中間評価の基準から一定量を控除するということにはどうかと考えております。

それから、10 ページ目でございますけれども、中間評価の基準の設定でございますが、これも前回お示ししたとおり、202X年以降から毎年度目標値を設定し、44%に向けて直線的にふやしていくということが考えられます。と言いつつも、一方で、証書の価格等々もございますので、証書流通量も考慮して目標値の調整を行うことが必要と考えております。

目標値の調整に当たりましては、想定される小売事業者の非化石電源比率の全国平均、加重平均を目安としつつ、証書流通量を考慮する中で、可能な限り野心的な目標を設定するとしてはどうかと考えております。その上で前ページのとおり、激変緩和量を控除して設定すると、こういうやり方で中間評価の目標を決めていくということが考えられるのではないかと思います。

それから 11 ページでございますけれども、非化石証書の調達方法でございますが、2つ目のポツでございますけれども、小売事業者における非化石証書へのアクセス環境の確保等々の観点から、グランドファザリングを設定されていない事業者におきましては、グランドファザリング設定の基準年の非化石電源比率の全国平均値、グランドファザリングを設定された事業者においては、グランドファザリング設定基準年の当該事業者の非化石電源比率の範囲内で、グループ内の発電事業者からの相対取引または社内取引で入手を認めると、こうした対応にしてはどうかと考えております。

こういたしますと、当初の目標量以上の部分、後になって目標が上がっていった部分については、全ての小売事業者において等しく証書の調達、ないしは再エネ電源等の調達が必要になってまいります。

ですので、こうした部分については、証書については市場、もし証書で購入するという事になった場合には、証書は市場またはグループ外の発電事業者から調達すると、こういう形にしてはどうかと考えております。

資料の説明は以上となります。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

どうもありがとうございます。

グランドファザリングにするということで、私も申し上げてきた中で案を出していただいて、ありがとうございます。

幾つか、たくさんの論点があつて、少し申し上げますと、5ページ目の複数年で評価するというのは、やっぱり変動が大きいので、これは適切ではないかなというふうに思いましたし、あと、論点7の9ページ目、余剰非化石電気相当量の取り扱いということで、先に目標値から差し引いておくということに関しても、妥当な案ではないかというふうに思いました。

また10ページ目、論点8のところで行くと、直線で中間目標を引くというのは、ちょっと無謀だと思いますので、これも事務局案に賛成したいというふうに思います。

11ページ目の論点9なんですけれども、ちょっと明確にはわからなくてあれなんですけれども、今回出てきた事務局案は、グランドファザリングといつても物すごく、要は全部一律に引き上げるという方法もあると思う、これは完全に極端なグランドファザリングだと思いますし、一方で、以前の案のベンチマークみたいな形の、もう全部一律同じ目標にするというのと、間をとったような案だというふうに理解しています。

そういう面で、これまでも申し上げてきたように、非化石拡大のインセンティブをちゃんと維持しながら、そして小売の競争環境をしっかりとフェアな、イコールフットィングになるような形のものとして両方、若干たまにトレードオフの部分もあるし、そういう部分を折衷した案として出されたものというふうに理解していて、そういう面では、方針としては私は賛成できるものだというふうに思います。

ただ、じゃあこれによって、やはりこの問題は非常に小売の競争環境を、場合によってはゆがめる可能性があつて、この事務局の今回の案で、どれぐらいの移転が起こるのかということが、数値的に確認できないので、その数値シミュレーションがないと、いいのかどうなのかという、小売競争を阻害するような部分が、もちろん非化石の価値をちゃんと認めて、そこに対する投資のインセンティブを引き起こさないといけないという部分もある一方で、やっぱり小売の競争環境の懸念があるので、そうすると、何か数値シミュレーションがほしいと、そうしないと判断材料がちょっとないというのが正直な感想であつて、そこを何かもう少しお示しいただけないかという、今後の検討をした上で、ちょっと判断したいなという気がしました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

私も今の秋元委員のご意見に賛同します。秋元委員は小売の競争環境という言い方をされましたが、個人的にもっと直接的に、このグランドファザリングをやったとして結果的に何が起こるのかについて、全ての事業者については無理でしょうけれども、幾つかモデルケースを考えて、各企業にどういう利潤の増減があるのかを見ておく必要はあるかなと感じております。

この非化石電源をふやすという目的のために、非化石価値の取引を導入してみたら、新電力とかがもう片端から経営が行き詰まってしまって、市場から退出してしまったなどということになっては、電力自由化をやったことの目標にも差し障りがあると思いますので、一番極端なケースで何が起こり得るのか、標準的なケースで何が起こり得るのかみたいなことについて、シミュレーションのようなものをお示しいただければありがたいかと感じております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは松村委員、お願いいたします。

○松村委員

前回グランドファザリングという言葉が使われて、そのときにもそう発言したつもりですが、グランドファザリングと言われて、一番素直に考えれば、基準年を設けて、そこからの増分を全事業者同じにするというものを思い浮かべるはず。グランドファザリングという言葉から一番自然にイメージされるものだと思っていました。

そのときにもそう言ったのですけれども、それだと早期に努力していた人たちが、きっと怒り出すだろうな、だから一定の調整は必要だろうな、とは思ってはいたのですが、今回の提案は、そこを基準点にしたとすると、つまりグランドファザリングで、全ての人が差分で同じだけ上積みするというものに比べると、損得がかなりある。重さがどう変わるのかと考えると、これは全体の目標量が変わる効果はもちろんあるのですけれども、全体の負担感ではなく相対的な負担感の差、でこぼこのところだけに注目すると、基準が設けられて、それよりも上に来ていて、それで超過達成分を追加努力無しに売れる人は、その自然なグランドファザリング案よりはだいぶ緩くなる。それは、必ずしも悪いことではないのかもしれない、あらかじめ努力していた人が報われるのだから。

そこまで全く到達していなかった人は、実質的に全て召し上げられてしまう格好になり、旧一般電気事業者でもゼロ・エミッション電源がすごく多いところは、大分大きなゲインがあって、

少ないところはそれまでの水力維持等の努力も、事実上全て召し上げられてしまうのにかなり近い状況になっている。

それから、全てではないかもしれないけれども、大半の新電力も同じような状況になっている。今回の案は一部の旧一般電気事業者及び大半の新電力から一部の旧一般電気事業者に巨額なトランスファーが発生する状況になっている。この点はまず認識する必要があると思います。

その上で、バランスを考える必要はあると思う。どれぐらいのインパクトなのかということを考えながら、具体的な数値を決めないと、相当大きな問題が起こると思います。秋元委員がおっしゃったのもそういうことなのではないか、安藤委員がおっしゃったのもそういうことではないかと思うのですが、何らかのシミュレーションというか、想定というか、仮にこう設定したとするとこうなるというような数値を見る前には、にわかには賛成できない事業者が、たくさん出てくると思います。

次に、すぐくばかなことを言うようなんですが、基準年は 2017 年度というのが当然みたいを書いてあるのですが、これを 2018 年度にすることはできないのか、検討していただけないでしょうか。伊達や酔狂で言っているわけじゃなくて、考えがあって言っています。2018 年度にするのは問題があるのはわかります。基準点は本来過去にしなければいけない。過去の中で一番近いところというので、17 年度が選ばれているので、これはちゃんと合理的な根拠があって、一番自然な解ではある。それでもなぜ 2018 年度と言っているのかというと、ゼロ・エミッション電源の割合は、17 年度と 18 年度でかなり違うから。18 年度はまだ終わっていないので、変な戦略的な行動を誘発したら、確かにまずい。

きょう私がこんなことを言った結果として、例えば 4 月 1 日に点検でとめようと思っていた水力発電所を、この発言を聞いた瞬間に 3 月 1 日に前倒しする、そういう怪しげな事業者があらわれるとすると、それはかなり戦略的な行動なので、それはまずいということになると思うのですが、2018 年度はもうほぼ終わりですよ。さすがにそれはほとんどあり得ないような気がするし、あったとしたらすぐにわかると思うので、18 年度に設定したとしても、戦略的な行動によってすごい大きなゆがみが出ることは、ないと思います。

18 年度にするという選択肢はないのか検討していただけないでしょうか。

次に、資料で正しく書かれているので、このラインに沿って検討していただければいいのですが、前回も言いましたが、私はとても気にしているのは、切り出しは本来進めるべきものなのに、総括原価と地域独占に守られていた時代に結んだ基本契約、長期契約で囲い込んでしまっている電源と、そうでなく普通に、例えば入札だとかというので調達してきた電源を、分けてほしいと思っています。

グランドファザリングで、ある意味取り上げるのは、例えば総括原価と地域独占に守られていた時代につくられたゼロ・エミッション電源の一部としたとして、それで囲い込んでいる電源はそれと同じ扱いで、グランドファザリングの基準点には入れる。でも、これは他社の電源であれば、その価値は発電事業者に戻す。例えば公営水力だとかを囲い込んでいるとすると、切り出さなければ義務量が多いのだけでも、グランドファザリングを調整してくれない。だけでも証書は外に出る。公営水力とかは、それは当然市場に出してもらうことを条件にして外に切り出すことを少し考えていただきたい。

つまりこれを梃子にして、今まで囲い込んだ電源が、自然に外に出てくることを考えていただきたい。それで、そのときに証書の価値が小売りに帰属しなくなるのであれば、今までの価格を改定して安くしますなどということをして旧一般電気事業者が言い出せば、それはある意味で長期契約を変えるということですから、自然にそこで一旦契約を終了してもらって、電源自体を外に出してもらって、その後入札でもう一回買ってくるべしという整理にしていきたい。

つまり、今までも懸案でずっと動かなかった電源のうち、少なくともゼロ・エミッション電源については、この機に切り出す強力なインセンティブを与えることを考えてもいいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、今度は中村さんから順番にいきたいと思います。よろしくお願いします。

○中村オブザーバー

ご説明ありがとうございました。

今回、化石電源グランドファザリングの具体案をお示しいただきまして、ありがとうございました。しかしながら、新電力としましては、ご提示いただいた案では不十分な点も多く、賛同できないと考えておりますので、3点意見を申し上げます。

まず、中間目標と2030年44%の一律目標の見直しは、切り離して議論していくものと理解しております。スライド2を拝見しますと、44%の一律目標に向け、毎年中間目標が引き上げられていくようです。第1フェーズ以降の中間目標については、2030年の一律目標の見直し議論を踏まえた上で、制度設計を議論するのが筋だと考えますので、現段階においては、中間目標を毎年設定することの是非も含め、慎重に議論いただくようお願いいたします。

次に、スライド3の化石電源グランドファザリングの設定方法についてコメントします。2030年非化石比率44%の目標を達成するには、原子力、原発の再稼働と再エネの普及拡大の両者が大事です。スライド3の案では、もともと大型水力の保有や原発の再稼働により既に非化石比率

の高い特定の事業者に対して、そのほかの事業者から単に資金を移転させるような構造にも見え、全ての事業者が44%の目標実現に向けて公平に努力することを促すような制度設計になっているとは思えません。

そのため、現状の非化石比率の水準にかかわらず、再エネの目標を皆で等しく持つことにより、これから重要となる再エネの普及拡大を進めていけるような制度の検討を、ぜひお願いしたいと思っております。

最後に、これは秋元委員、安藤委員にも重複いたしますが、スライド4の化石電源グランドファザリングの適用方法についてです。例えばAと示されているところの具体的な水準や、それを決める考え方は、今回記載されておりませんで、各社への定量的な影響度がわからないという状況です。中間目標という限られた時間軸の中で、事業者が対応できるオプションも限られてしまうことを考慮いたしますと、これらの設定方法によっては、事業者の経営に相当な影響が発生し、事業継続が困難となる可能性も考えられます。

このため、ご提案いただきました案が、制度設計として機能するかを判断できるような具体的、定量的なものをお示しいただくようお願いいたします。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、菅野さん、お願いいたします。

○菅野オブザーバー

Jパワー電源の切り出しは、何年間も議論のテーマになってきて、今かなりの進展をさせていただいています。水力の切出しに関しては、今は北海道でしかやっておりません。Jパワーは北海道電力さんに対して火力電源を販売しておらず、水力電源の販売しかしておりませんでしたから、他に手段がないということで水力の切り出しが2018年4月から始まっていて、今ある程度順調に推移している。そういう意味では、大規模貯水池がある川筋では、水力からの切り出しも現実化している。

今回の事務局提案の考え方のように、過去実績でグランドファザリングをやろうということになりますと、やはりどうしても旧一般電気事業者さんから見ると、当社水力は手放せないという色彩が高まってまいりますので、既存契約見直しガイドラインで定めていこうということ等をお書きいただいています。非常に非力で申しわけないですが、特にこういう電源の既存契約を変えていくという協議の際には、当事者間でなかなか協議が整わないという状況がどうしても出てきますので、新規参入者の方にも非化石電源、非化石証書へのアクセスがやりやすくイコールフッテ

イングになるような制度趣旨ということで考えていただいた公平なガイドラインというのを、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、柳生田さん、お願ひします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。

私どもも3点ございまして、まず1点目は、皆さん、多くの方がおっしゃられているとおひ、小売へのインパクトが全く定量的にわからない中で、この制度の導入がいかどうかというふうに関わられても、なかなかわからないというのが正直なところございまして。

なので、ある程度小売で耐えられるというような範囲に入っているのか、入っていないのかというやうなめどが立つやうな、何かそういうものを示していただけないと、小売の視点からはいいも悪いも言えないというのが正直なところございまして。

もう一点は、これは11ページの絵ですと、A社、B社、これは多くは原発が再稼働した事業者になろうかと思ひますけれども、この方たちは努力義務は今もう既に超えているので、新たな努力義務というのを持たないということに不公平感を感じますということに加えて、もう一つは、一番我々が大きな問題だと思ひているのは、我々は発電事業者でもあると考えますと、発電事業者がこの制度の導入によって、新たに顕在化した価値が、どのぐらひの規模になるかわかりませんが、数百億キロワットアワーみたいな話で考えますと、それなりの数十億、数百億という原資が新たに顕在化して、おそらくは原発の再稼働比率が大きい発電事業者に行くということになろうかと思ひます。

そうしますと、そういう原資がある会社と原資がない会社で、例えば再エネの投資という観点で競争しなさいと言われても、これは全く話にならない競争になるわけございまして、そういう観点から、そもそも小売への競争のゆがみという以前の問題として、発電事業者に資金が流入することに關しても、大きな問題だというふうに関ひしております。

したがひまして、このA社、B社に収益がいくということそのものを、もう一度考え直していただきたく思ひまして、そもそもは再エネ賦課金の軽減ですとかに回すことができれば、広く等しく、その恩恵を国民が享受することができることにもなりますので、そういうやうな還元の仕事というのを、もう一度考えていただきたいなというふうに関ひしております。

以上ございまして。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、竹廣さんのほう、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。

先ほど来、定量的な評価やシミュレーションが必要というコメントがあったと思っています。このグランドファザリングの設定方法について、事務局の資料にのっとり第1フェーズの当初の弊社目標値を、非常に荒っぽいですが、試算しますと、現行の非化石導入比率から10%弱の増といった水準になると見えています。単純にこの増分を、乱暴ですが1.3円/kWhの非化石証書の購入で賄うと仮定しますと、恐らく十数億から20億ぐらいの支出が発生すると見えています。

私どもも2030年度の目標達成に向けて、今後さまざまな形で再エネの調達は考えていくつもりですが、足元の小売競争環境下において、この負担水準は非常に甚大ですし、高度化目標の達成に向けた取り組みはおろか、事業継続にかかわる新電力というの、少なくはないと考えています。

高度化目標の達成と電力システム改革の目的達成は、当然両輪だと思っていますし、かつ公平な競争環境が持続することが望まれていると思いますので、中間目標の設定に当たりましては、この影響を定量的に分析いただいて、公平で現実的な制度設計というものをぜひ目指していただきたいと思っています。

なおその上で、これらの証書収入が得られる旧一般電気事業者の発電部門から小売部門への内部補助の問題につきましては、これらの問題とは別に、そもそも問題のある行為だと考えていますので、それぞれへの対処策についてご検討をいただきたいと考えています。

5ページの間接評価の頻度について、今申し上げたことと関連しますが、頻繁に中間評価を実施した場合に、我々新電力は毎年足元の証書費用の支出に追われて、例えば大規模な再エネ投資ですとか、2030年に向けた長期的・自主的な取り組みにキャッシュを充てていくことさえ、困難になるのではないかと考えています。

再エネの普及拡大という本来の目的のためにも、3年平均ではなく3年間の間接評価としていただくとか、2030年に向けた長期的・自主的な取り組みが促されるような制度設計・工夫が必要だと思っていますので、あわせてご検討をお願いします。

○横山座長

それでは國松さん、お願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

現在、F I Tの非化石価値取引というものを運営させていただいております。なかなか買いが入らない状態でございます、買うニーズがないということでもあります。

そもそもF I Tの分の非化石証書の売却代金というものを、賦課金に充てて、広く国民負担を減少させるという中で入れたものでございますけれども、今回の余剰非化石電気相当量の取り扱い、9スライド目、6%を全部載せろとは言いませんけれども、これは5%、4%ぐらいはベースに入れていいんじゃないかなと。

それによって買わなきゃいけない量、今まで無料でできているものを買わなきゃいけなくなるということもございますので、確かに非化石の稼働で上下する部分がございますから、そこは何とも言えませんが、F I Tの導入量というのは今後ふえるところでもありますので、よほどの天候の不順がなければ、導入量はふえてきますので、6%を全てなくしてしまうというのは、今後もF I Tの非化石価値のところは、ある程度ボランタリーの買いしか入らないようなことになるんじゃないかなと思います。そこは入れていただいてもいいのかなと、もう少し考えていただいても、高くしていただいてもいいのかなと思います。

もう一つが、3年間のものを見ていくという方法ですけども、中間目標を達成しない場合というのはどうなるかということですが、買いなさいよという指導が入るんだと思うんですけども、この3年間というのがあれば、2年目までやっていて3年目に戻す、絶対買わなきゃいけない量は出てくる、平均で見られるのであれば。

そういう面では、この3年間で見ていくというのはいいと思うんですけども、この3年を期ずらしにしていくとなると、これは結構一番いいときというのはあるんだと思うんですよね。みんなが買ったがる時期というのは、1年間に1回だけきくやつじゃなくて、2回きくやつとか、3回きくやつとかというのがあろうと思うんですけども、なかなか難しいかなと思っておりまして、3年を少し緩く考えれば、3年を横ずらしにしていって、拘束期間みたいな形で、評価を1年ずつやるのではなくて、3年を2回とかでも、ある意味ユルサドの中ではいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、曾我委員のほうからお願いいたします。

○曾我委員

私からは2点でございます。

まず、ほかの委員やオブザーバーの方々もおっしゃっていたグランドファザリングの内容についての具体的な数値的なシミュレーションの件については、小売競争環境へ具体的にどのような影響が起きるのかといったことも検証をする等の観点から、必要と思っております。資料の4ページ目の a%の設定が無理のない設定になるのか等々は、今後ご検討いただく前提と理解しております。

2点目ですが、先ほどオブザーバーの方々からも少しお話がありました。非化石証書収入の用途制限については、前回までは議論の俎上に上っていたと理解をしております。

用途制限、用途制限については、発電小売の内部補助防止の観点、あるいは発電事業者間の競争、公平な競争といった観点からも、重要な論点の一つであると理解をしております。これについて何か支障があるのかないのか、帳簿上の管理等である程度手当てが可能なのか等の点について、今回の資料に掲載されていないということが、今後検討を見合わせたという趣旨なのか、それともそうではないのかというところは伺えればと思います。

以上です。

○横山座長

わかりました。また、後ほど事務局のほうからお答えいただきたいと思います。

それでは、都築さん、お願いいたします。

○都築オブザーバー

監視委員会事務局の都築でございます。

非化石価値市場の制度設計は、卸市場のみならず、小売の競争環境、市場整備というのにも、非常に大きな影響を与えるものだというふうに考えております。その中で、既にこれまでも皆さんも割と指摘をされているところでございますが、資料の 11 ページのところでございますが、私どもとしては、例えばここにありますように、発電事業者が目標値の全てを社内取引で小売に受け渡すのを認めるのではなくて、一定の基準、この一定の基準の量的なところというのは論点かもしれませんが、定められた量以上は、市場抛出の対象とするということ、それから、また高度化法の目標達成に必要な努力の程度が、全ての小売事業者間で実質的に公平なものとなるように配慮するという方向性については、コンセプトとしては、一定の評価ができるものだというふうに考えております。

他方で、ご指摘も多々ある、きょうもあつたかと思いますが、非化石電源の確保状況については、旧一般電気事業者と新電力の間で発電台の差があることについては、引き続き留意をしていく必要があると思っております。利害関係の調整が非常に難しい論点でもございまして、どこかで何かステップ・バイ・ステップで始めていかなければいけない部分というのもあるかという

ふうに考えております。

こうした点では、今後も監視と検証を加えて、第2フェーズでの目標設定のタイミングなどの機会を捉えて、小売間の競争の実態を踏まえた柔軟な見直しということが、特に重要になってくるといふふうに考えております。

また、竹廣オブザーバーからご発言があったかと思いますが、このタスクフォースでもこれまでも懸念が表明されていますが、私ども委員会としても、旧一般電気事業者の発電部門から小売部門への内部補助によって、小売市場に競争がゆがむことがないように、非化石証書による収入も含めたトータルに、その影響を見ていくことが必要だといふふうに考えております。

私どもで今検討しております経過措置料金規制の解除という議論もありますが、ほかの議論とも密接に関連してくる部分というのがあるのに留意して、実効性ある対応を考えていく必要があるといふふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○横山座長

それでは、内藤さん、お願いいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。

1点のみ意見を申し述べたいと思います。8ページの論点6でございますけれども、こちらで示されている懸念については理解をいたします一方で、このご提案のとおりやってまいりますと、これによって日本全体でのグランドファザリングの適用が拡大する、言い換えれば日本全体としての目標水準を引き下げることになろうかと思っております。これは2030年44%の達成に向けた中間評価を導入という趣旨にそぐわない部分があるんじゃないかなといふふうに感じております。

今後の制度設計次第だと思いますけれども、誤ったインセンティブを示すようなことにならないように、慎重にご検討いただきたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、鍋田さん、お願いいたします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

やはり2030年に44%の非化石電源をいかにつくっていく、確保していくという取り組みが、

非常に大事だと思っています。こうした観点で、高度化法の中に事業者の自主性というものがありますので、これを促していくということも必要だと思っておりますので、第2フェーズに移るときに、この資料の中の6ページに、第1フェーズにおける取り組みが評価されるような仕組みとか、それから、やはりこの制度がしっかり機能しているということを確認していくことが必要だと思っておりますので、その点についてもご検討いただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは竹股さん、お願いします。

○竹股オブザーバー

ありがとうございます。

利益移転の問題、あるいは発電と小売、この間で利益移転がないか、この点は監視委員会の都築さんからご説明がありましたが、ぜひよろしく御願います。

それ以外で2点ほど申し上げたいと思います。中間ラップをとる形で基準が設けられる点について、3年間のずらしを、平均を毎年ずらしていくという形で示されておりますけれども、先ほど東京ガスの中村さんのご発言があったように、非化石比率を上げていこうとすると、それを計画的にやっけていこうとすると、やはり年限がかかるというところがありますので、3年平均としましても、継続的ではなく、2030年までの間に幾つかポイントとなる目標年度を設定する方法もあるかと考えます。

それから2点目で、2030年44%という目標の達成に向けての第1フェーズ、第2フェーズが設定されていくことと思っておりますが、今後とも原子力の再稼働等発電側の状況をよく見極めながら、途中の目標設定はご検討いただければと思います。現在の状況からすると、2030年の目標の達成は、日本全体で相当の努力が必要と考えます。勿論、今後の進展によりますが、常に状況の推移を勘案しながら、中間の目標設定していくことをお願いしたいと思います。

以上、2点です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうからコメントがありましたら、お願いしたいと思います。○鍋島電力供給室長

用途制限につきまして、資料の中に含まれていないという点でございますけれども、この点につきましては、事務局の中におきまして、引き続き検討中でございます。具体的にどのような方策があり得るのかというようなところも今、中で詰めておりますので、この検討を進めまして、またご相談させていただきたいと考えております。

それから、数値のイメージがないと、なかなか議論がしづらいという点につきましては、事務局においても何らか工夫をしていきたいというふうに考えております。今、現時点で出している数値としましては、2017年との比率があるわけでございますけれども、現時点で私どもがこれについては具体的には出していないわけでございます。

このページでいいますと、例えば3ページあたりにあったと思えますけれども、こうしたカテゴリーで分けているわけでございますけれども、今後の検討に役立つためにも、少しこれをさらに工夫していきまして、何らかもう少しわかりやすい形で、具体的に議論ができるようにしていきたいというふうに考えております。

ちょっと中で考えまして、また次回以降、ご議論できるように準備を進めたいと思います。

○横山座長

ありがとうございました。

きょうもたくさんご意見をいただきましたけれども、また引き続き議論させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、もう予定の時間に近づいておりますが、あらかじめ事務局からもメールが行っていると思いますが、少し延長になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料5のベースロード市場と、それから資料5-2、ベースロード市場ガイドライン及び資料6の東北東京間連系線に係る特定負担者の取り扱いの明確化について、これを一緒に説明していただきまして、まとめてご議論いただきたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料5-1をご覧いただければと思います。ベースロード市場につきましては、貫徹小委の中間取りまとめを踏まえまして、本作業部会において詳細設計を議論したところでございます。昨年7月には中間取りまとめを行ったところでございます。本年7月には、2020年度引き渡しの商品の取引が開始される予定でございます。

旧一般電気事業者のベースロード市場への電力投入につきましては、制度的措置として行うこ

とを想定しております。このため適正取引ガイドラインにおいて、ベースロード市場の適正取引のあり方を位置づける予定であります。

この適正取引ガイドラインの改正概要につきましては、2ページ目に掲載しております。常時バックアップの記載ぶりを参考に、記載を行う予定でございます。したがって、制度的措置としての強度は、常時バックアップと同程度になると考えております。また、別途公正取引委員会とも調整を開始しております。

2ページ目に記載されているこの内容に加えまして、いわゆる独禁法パートといたしまして、公正かつ有効な競争の観点から問題になる行為が記載される予定でございます。

2ページ目のスライドの2つ目のポツにおきまして、ベースロード市場ガイドラインというガイドラインについて言及がございます。ベースロード市場ガイドラインは、ベースロード市場の取引の参考とされるものとして、適正取引ガイドラインとは別に作成することを想定しております。その上で、この適正取引ガイドラインにおいて、このようにベースロード市場ガイドラインに言及することを想定しております。

今般、資料5-2といたしまして、ベースロード市場ガイドラインの案を作成したところでございます。資料5-2をご覧くださいと思います。

このベースロード市場ガイドラインにつきましては、基本的に昨年7月の中間取りまとめの内容に沿って作成をしております。一部ガイドラインとしての体裁を整えるために、修辭上の修正を行っている箇所がございます。したがって、内容の詳細な説明は割愛させていただきますけれども、幾つか事務局として作成に当たりまして留意した点、また監視等委員会とも議論した内容がございますので、少し説明させていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、これは本文書の位置づけという箇所になります。ガイドラインとしての格調の高さを保つために、一部言葉を補っている部分がございます。

3ページ目以降では考え方といたしまして、これは中間取りまとめの内容に沿って記述を行っております。まず、3ページ目の中ほどから(2)といたしまして、大規模電気事業者によるベースロード市場への投入電力量の記載がございます。以降、5ページ目まで投入量に関する記載がございます。

5ページ目の一番下から、コストの算定方法について記載が行われております。旧一般電気事業者等におきましては、ベースロード電源の発電平均コスト以下で市場への投入を求めているところでございます。その際の価格につきましては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の方法に準じて行うこととしております。

この算定規則でございますけれども、これはみなし小売の経過料金の算定規則でございます。

で、本来的には発電事業者に適用されるものではないので、準用という形になります。

6ページ目の上のところに、みなし小売電気事業者以外の大規模発電事業者についてという箇所がございますけれども、これについても電源開発等につきましては、算定規則の趣旨に沿って、適宜読みかえを行って算定を行うという趣旨でございます。また、この発電平均コストの算定でございますけれども、例えば小売全面自由化前の電気料金の値上げ申請の場合には、料金査定ということで、費用の適切性について審査が行われておりました。

例えば、投資計画の妥当性などについても、この議論の射程に入ったわけでございます。ベースロード市場の場合は、ベースロード市場への投入価格と、グループ内や同一社内の取引価格において、イコールフットィングは確保されているかどうかというところが、主たるチェック対象となると考えております。

この6ページ目におきまして、個々の費目の算定の考え方を記載しておりますし、算定規則上明らかになっていない部分につきましては、ガイドライン上で補足を行っております。

こうした費目の積み上げに当たりましては、値上げ料金審査であれば、それに応じた社内の体制を構築していただいて、原価算定部署から全部署に対して料金原価の算定の発注を行う等の作業が、値上げ申請の会社において行われることになると想定されておりますけれども、ベースロード市場の上限価格の算出におきまして、年間3回の市場取引のために、その都度値上げ申請のような体制をとっていただくことは、現実的には難しいところもあると思いますので、例えば社内における予算計画の数値を用いる、予算策定後の事情変更がございましたら、上限価格の引き上げにつながるものも、引き下げにつながるものも、必要に応じて適宜公平に適切に反映していただくといった対応になろうかと考えております。

7ページ目から、小売事業者の購入上限価格についての購入上限量についての記載がございます。購入上限量につきましては、卸電力取引場等において所要の取引規定を定めるなどの環境整備を行うことが望まれるとしているところです。

8ページ目の一番下のところから、(4)ベースロード市場の透明性ということで、監視方法についての言及がございます。監視方法につきましては、監視等委員会においてお決めいただくことでもありますし、監視等委員会の判断で変更もあり得るべきものと考えておりますけれども、監視等委員会とも相談しながら、現時点での考え方の概要を記載しております。

監視等委員会とも議論している内容を幾つかご紹介いたしますと、まず供出価格については、9ページ目などをご覧くださいと、自己またはグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して、不当に高い水準としないという記述がございます。この不当に高い水準という言葉自体は、常時バックアップなど、適正取引ガイドラインにおけるほかの部

分においても同様に記載がございます。

他方で、ベースロード市場におきましては、供出価格とグループ内、社内取引価格とのイコールフットイングがとられているということが、極めて重要なポイントであると考えております。ベースロード市場の取引時では予見できなかったような偶発的な事情によって、若干の技術的な変動が生じるといったことについては、許容される余地があると思われましても、原則としましては供出価格については、自己またはグループ内の小売部門に対する価格を上回らないことが求められると考えております。

したがって、例えば 10 ページのところ、不当に下回るおそれがあった場合には、ヒアリング等の対応を行うといったことも書いてございますけれども、少しでも社内価格のほうが下回っているというようなことがあった場合には、実際に不当に下回っているかどうかということとは別として、不当に下回っているおそれがあるという、したがってヒアリング等の対応に進むものと理解しております。

また、必要に応じて資料の提出を求めるといったような記載もございますけれども、監視委におきましては、マーケット全体の監視を行うために、経年的な変化も含めて状況を把握する必要があること、またイコールフットイングの確保は制度の根幹であり、約定状況にかかわらず、上限価格と供出価格の関係を確認する必要があることも考えられるということがございまして、監視委の判断としては、現時点では基本的に全供出事業者に対して、毎回算定根拠を求めていくことになるのであろうといった議論を行っているところでございます。

以上、口頭で補足する内容が多く恐縮でございますが、資料 5-2 の説明は以上となります。

続きまして、資料 6 のご説明をいたします。資料 6 は、東北東京間連系線に係る特定負担者の取り扱いの明確化についてという資料になります。

1 ページ目をご覧くださいと思います。中間取りまとめにおきまして、事業者が一定の費用負担を受け入れて、新たな連系線を増強する場合、エリア間値差を縮小させる効果があるということも踏まえまして、特定負担者についてどのような特別な取り扱いを行うかについて、引き続き検討をしていくとされていたところでございます。

今般、広域機関におきまして検討が行われましたので、検討内容を報告したいと考えております。作業会での検討を踏まえまして、広域機関において所定のルールの変更等を行っていただくと考えております。

2 ページ目をご覧くださいと思います。東北東京間連系線に係る計画策定プロセスについてでございますが、広域機関においては、2015 年 4 月に電気供給事業者からこの広域系統整備に関する提起を受けました。東北東京間連系線に係る計画策定プロセスを 2015 年 4 月に開始し、

2017年2月に整備計画を策定したところでございます。

その際、2つ目のポツですけれども、当時のルールに基づいて、特定負担者の取り扱いを明確にした上で、事業者への参加継続意思確認を2015年10月に行ったところです。この下に計画が書いておりますけれども、工事費1,530億円程度、増強の完了時期は2027年11月、運用容量が573万キロワットから455万キロワットふえて、1,028万キロワットになるという計画でございます。

3ページ目をご覧くださいと思いますが、その際の整理としましては、特定負担者につきましては、当時のルールに基づいて連系線容量を先行して登録できる、11年日以降も容量登録の更新は可能としていたところでございますが、一方で、2つ目のポツですが、間接オークションの導入に伴いまして、この先着優先の仕組みもなくなりましたので、取り扱いの再検討が必要となっております。

4ページ目は、広域機関の検討の状況でございます。

そして、5ページ目でございますけれども、昨日、広域機関におきまして議論が行われました。特定負担者の扱いといたしましては、従来の連系線利用者と同様に、広域連系線利用登録を行うことができるはずであったことを踏まえると、特定負担者に対しても、一定期間において経過措置を決めたときと同等な取り扱いを適用することが適当であるとされました。

具体的な仕組みとしましては、前日スポット市場において、東京エリア価格が東北エリア価格よりも高い場合には、特定負担者はそのエリア間値差相当分を受け取る、間接送電権や経過措置と同様のものがございますけれども、そういう取り扱いが議論されております。

この取り扱い期間につきましては、増強工事後の連系線の使用開始日、または電源の運転開始日の遅いほうから、電源の廃止日、または40年経過した日のいずれか早い日までとなったということでございます。

本日、こういうふうな作業部会のほうで議論の内容を紹介しております。本日のご意見も踏まえまして、この広域機関のルールにこの内容を反映していきたいと考えております。

資料の残り2ページほどは参考資料をつけております。

資料の説明は以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、皆さんのほうからご意見をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

菅野さん、お願いいたします。

○菅野オブザーバー

ベースロード市場が2019年7月に最初の札入れが行われて、2020年4月から供給が開始されます。全くの新規参入者は直前(2月)まで(約定量)の取り消しが可能であること、また受給期間が1年間の長期契約ですのでデフォルトリスクが生じることから、その時にどうするかというルールについて、今後 JEPX でも議論が行われるものと思いますが、実際に受け渡しが始まる来年の春までには、ご整理いただきたい。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

松村委員お願いいたします。

○松村委員

正しく説明があったので問題ないと思いますが、一応念のためにもう一度確認させてください。ベースロード電源市場は、基本的に豆腐型で卸供給するものですね。それで社内の取引価格、小売部門に売っているものに比べて、不当に高くないということをちゃんと見るとおっしゃっている。

その場合に、小売の平均と書いてあるわけですが、これは小売り契約の一件一件をこの段階では、少なくともこのエネ庁では、見ないというのは、確かにそう整理された。しかしもう一回よく考えていただきたい。これは豆腐型で売るということで、不当に高くないということを確認しないと無意味だということは、確認のときに必ず気をつけてください。

何が言いたいのかというと、電気は当然負荷パターンによって価格は全く違いますから、ピークに物すごくたくさん使う需要家と、文字どおり豆腐型で使う需要家と、それから、むしろピーク時には使わない需要家では、値段が当然全く違ってくるはず。

そうすると、ピークでたくさん使う需要家の価格も含む小売価格を参照して、ここから自社小売に卸している価格を類推して、それでそれと比べて不当に高くないなんていったら、もうほとんど無意味なものになってしまう。豆腐型の典型的なものは産業用だと思えるのですが、産業用の需要家のようなクラスのところ売っている小売価格を参照にして、それから不当に高くないことを確認しないと、ほぼ無意味なものになってしまう。監視に際して、ぜひこの点は忘れないようにお願いします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

山田さん、お願いいたします。

○山田オブザーバー

ありがとうございます。

私からは、資料6のほうの東北東京間連系線に関する特定負担者の取り扱いの明確化といったところについて、その計画策定プロセスの当事者である一般送配電事業者として、コメントを申し上げさせていただきたいと思っております。

今ほどご説明いただきましたとおり、東北東京間連系線の増強につきましては、建設の費用負担を行った特定負担者に対して、今回、一定期間の経過措置と同等の取り扱いを適用するというところで整理をいただいております。

それについては特段のコメントはございませんけれども、今回、間接オークションの導入を受けまして、今回の整理になされたわけでございますけれども、資料にも記載いただいておりますが、特例措置として2年間延期されております工事費の支払い期限が、来月3月に迫っているところございまして、今回の整理を受けて、特定負担予定の事業者の判断のほうにもし影響があった場合には、計画策定プロセスそのもののほうの進め方にも、影響があるのではないかとこのうふうに考えてございます。

もし、計画策定プロセスの見直しに影響がありまして、見直し等が必要になった場合には、この場の議論ではないと思っておりますけれども、当社の一般送配電事業者といたしましては、工事実施主体といたしまして、もう既に一部工事に着手している状況でございます。したがって、今後のプロセスのあり方について、しっかりと整理をしていただきたいと思いますし、技術検討を含めて、私どももしっかりと協力させていただきたいと考えてございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

何か事務局からコメントありますか。

○鍋島電力供給室長

ありがとうございます。

ベースロード市場につきましては、適正取引ガイドラインの案につきまして、今、事務局内で最終調整を行っております。本日も概要をお示ししておりますけれども、次回以降、またご紹介

したいと考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、この東北東京間の連系線に係る特定負担者の取り扱いにつきましては、本資料の通り、広域機関のルールの変更を行うということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、広域機関のほうでもどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、特にほかにご意見がないようでしたら、本日の議論はここまでとさせていただきますと思います。

長時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、次回につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。

○鍋島電力供給室長

次回の開催につきましては、日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○横山座長

それでは、これもちまして作業部会を終わりにしたいと思います。

どうも長い間ありがとうございました。

以上